令和2年度

事 業 概 要

健康局

数

I	健康局の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Π	組織と事務分掌		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
Ш	令和2年度 主要	至重	丰美	巻0	つ わ	燛戛	更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			7

I 健康局の概要

1. 局長 小原 一徳

2. 局の職員数 332人(令和2年4月1日現在)

3. 令和2年度予算の概要

(1) 一般会計 (単位:千円)

歳入		歳出						
款	金額	款	金額					
17 使用料及手数料	1, 564, 803	4 民生費	176, 743					
18 国庫支出金	2, 177, 368	5 衛生費	24, 965, 309					
19 県支出金	100, 470	13 教育費	935, 638					
20 財産収入	13, 770	15 諸支出金	100,000					
21 寄附金	18, 535							
22 繰入金	444, 198							
24 諸収入	4, 284, 807							
25 市債	3, 334, 000							
歳入合計	11, 937, 951	歳出合計	26, 177, 690					

(2) 介護保険事業費

(単位:千円)

歳入		歳出						
款	金額	款	金額					
1 保険料	36, 851	3 地域支援事業費	160, 520					
2 国庫支出金	61, 055							
3 県支出金	30, 493							
4 支払基金交付金	1, 623							
5 繰入金	30, 498							
歳入合計	160, 520	歳出合計	160, 520					

政策課

<政策係>

- (1)局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡,調整及び改善に関すること。
- (2)局の職員の人事に関すること(行財政局人事課の所管に属するものを除く。)。
- (3)局の予算の経理に関すること。
- (4)局の職員の安全衛生に関すること。
- (5)神戸市保健医療審議会に関すること(健康企画課調整係及び地域医療課地域医療係の所管に属するものを除く。)。
- (6)神戸市健康局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (7)公益財団法人兵庫県予防医学協会との連絡及び調整に関すること。

健康企画課

<健康企画係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)保健事業の企画、推進及び調整に関すること。
- (3)衛生上の統計に関すること。
- (4)がん対策に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (5)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。
- (6)神戸医療産業都市に関する連絡及び調整に関すること(企 画調整局医療・新産業本部医療産業都市部調査課及び推進 課の所管に属するものを除く。)。

<調整係>

- (1)保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の業務に係る調整に関すること(保健事業に関するものに限る)。
- (2)保健センター,区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること(疾病対策係,保健所保健課,予防衛生課,医務薬務課及びこども家庭局家庭支援課の所管に属するものを除く。)。
- (3)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(保健所予防衛生課結核・感染症係、保健課管理係及び保健センターの所管に属するものを除く。)。
- (4)保健情報の収集及び分析に関すること。
- (5)神戸市保健医療審議会に関すること(健康局政策課政策係及び地域医療課地域医療係の所管に属するものを除く。)。
- (6)神戸市保健事業に係る研究倫理審査委員会に関すること。

<疾病対策係>

- (1)成人保健及び老人保健に関すること(健康企画係の所管に属するものを除く。)。
- (2)健康教育に関すること。
- (3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること (福祉局介護保険課地域包括支援係及び国保年金医療課管 理係の所管に属するものを除く。)。
- (4)区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること(成人保健事業,老人保健事業,健康教育並びに栄養に係る相談及び指導に関するものに限る。)。
- (5)食育に関すること。
- (6)栄養の改善に関すること(保健所医務薬務課薬務係,区役所保健福祉部健康福祉課管理係,北神区役所保健福祉課管理係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係の所管に属するものを除く。)。
- (7)国民健康・栄養調査に関すること。

地域医療課

- <地域医療係>
- (1)課の庶務に関すること。
- (2)地域医療の確保に関すること。

- (3)救急医療対策に関すること。
- (4)救急安心センターに関すること。
- (5)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。
- (6)看護師の確保の支援に関すること。
- (7)兵庫県保健医療計画のうち、神戸圏域の医療分野の計画に関すること。
- (8)医療法 (昭和23年法律第205号) 第30条の14に規定する 協議の場の開催に関すること。
- (9)神戸市立医療センター中央市民病院,神戸市立医療センター西市民病院,神戸市立西神戸医療センター,神戸市立神戸アイセンター病院及び神戸リハビリテーション病院による病院連携に関すること。
- (10)神戸こども初期急病センターに関すること。
- (11)地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会及び地方独立行政法人神戸市民病院機構に関すること。
- (12)一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団に関すること。
- (13)公立大学法人神戸市看護大学評価委員会及び公立大学法人 神戸市看護大学に関すること。

生活衛生課

<食品衛生係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)食品衛生に係る企画、連絡及び調整に関すること。
- (3)と畜場法(昭和28年法律第114号)に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。
- (4)前3号に掲げるもののほか、食品衛生に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。

<環境衛生係>

- (1)環境衛生及び動物衛生に係る企画,連絡及び調整に関すること。
- (2)公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。
- (3)動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第8号)に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。
- (4)神戸市人と猫との共生に関する条例 (平成 28 年神戸市条例 第 22 号) に関すること (保健所の所管に属するものを除 く。)。
- (5)ホテル等の建築指導に関すること。
- (6)住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)及び神戸市住宅 宿泊事業の実施の制限等に関する条例(平成30年3月条例 第18号)に関すること(保健所の所管に属するものを除 く。)。
- (7)神戸市動物愛護協会に関すること。
- (8)動物管理センターに関すること。
- (9)前各号に掲げるもののほか、環境衛生及び動物衛生に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。

以下4類事業所

動物管理センター

斎園管理課

<斎園係>

- (1)課の庶務に関すること (墓園管理センター及び斎場管理センターの所管に属するものを除く。)。
- (2)市立の墓園に関すること。
- (3)神戸市立斎場に関すること。
- (4)墓地,埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に関すること(区役所(北神区役所を除く。)総務部市民課,北神区役所市民課窓口係,須磨区役所北須磨支所市民課市民係及び西区役所総務部西神中央出張所の所管に属するものを除く。)。

- (5)墓園管理センター及び斎場管理センターとの連絡及び調整に関すること。
- <墓園管理センター> (3)
- (1)市立墓園の庶務並びに管理及び運営に関すること。
- (2)墓園, 斎場の整備事業の設計及び工事の施行(建築及び設備の工事を除く。) に関すること。
- (3)墓園,斎場施設の保守修繕の調査,設計及び施行に関すること(建築住宅局の所管に属するものを除く。)。
- (4)墓園施設の維持及び管理に関すること。
- (5)前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

以下4類事業所

鵯越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事 務所

<斎場管理センター>(3)

- (1)甲南斎場, 鵯越斎場, 有馬斎場及び西神斎場の庶務並びに 運営及びこれに付随する事務に関すること。
- (2)斎場施設の維持及び管理に関すること。

以下4類事業所

甲南斎場、鵯越斎場、有馬斎場、西神斎場

保健所①

保健課

- <管理係〉
- (1)保健所及び課の庶務並びに保健所内の事務の連絡,調整及び改善に関すること。
- (2)保健事業に係る経費に関する保健センター,区役所及び須 磨区北須磨支所との調整に関すること。
- (3)医師臨床研修,歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。
- (4)難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に関すること(こども家庭局家庭支援課母子保健係の所管に属するものを除く。)。
- (5)公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)に関すること。
- (6)神戸市公害健康被害認定審査会に関すること。
- (7)神戸市公害診療報酬審査委員会に関すること。
- (8)石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づく申請及び請求に関すること。
- (9)口腔保健支援センターとの連絡及び調整に関すること。
- (10)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。
- (11)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(健康企画課調整係,予防衛生課結核・感染症係及び保健センターの所管に属するものを除く。)。
- (12)保健センターの事業に係る支援に関すること(難病対策事業,公害保健福祉事業,公害健康被害予防事業及び石綿健康被害関連事業に限る。)。
- <口腔保健支援センター>
- (1)歯科口腔保健に関すること。
- (2)保健センター及び区役所の事業に係る支援に関すること (歯科保健事業に限る。)。

<精神保健福祉係>

- (1)精神保健及び精神障害者の福祉に係る企画に関すること。
- (2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る精神科病院への立入検査及び指導並びに入院措置に関すること。
- (3)精神保健指定医に関すること。
- (4)市民福祉調査委員会に関すること (精神保健及び精神障害

- 者福祉に関する法律第9条第1項に規定する事項に係るものに限る。)。
- (5)保健センター,区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること(精神保健福祉事業に限る。)。

予防衛生課

- <結核・感染症係>
- (1)課及び医務薬務課の庶務に関すること。
- (2)結核及び感染症に係る連絡及び調整に関すること。
- (3)結核対策の企画に関すること。
- (4)保健医療審議会(感染症対策に関する事項に限る。)に関すること。
- (5)結核及び感染症の発生動向の調査に関すること。
- (6)結核及び感染症の対策及び疫学の調査に関すること。
- (7)保健所感染症診査協議会に関すること。
- (8)保健センターの事業に係る支援に関すること(結核及び感染症関連事業に限る。)。
- (9)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(健 康企画課調整係、保健課管理係及び保健センターの所管に 属するものを除く。)。

<予防接種係>

- (1)予防接種及び健康被害に関すること。
- (2)神戸市予防接種健康被害調査委員会に関すること。
- (3)保健センターの事業に係る支援に関すること(予防接種及び健康被害に限る。)。

医務薬務課

- <医務係>
- (1)医務に係る連絡及び調整に関すること。
- (2)医療法等の規定に基づく病院,診療所,助産所,施術所,歯科技工所及び衛生検査所の許可及び届出に関すること。
- (3)医療監視の総括に関すること。
- (4)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。
- (5)衛生検査所の立入検査の総括に関すること。
- (6)医療に係る苦情の相談に関すること。
- (7)保健センターの事業に係る支援に関すること (医務に限る。)。
- (8)前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

<薬務係>

- (1)薬務に係る連絡及び調整に関すること。
- (2)医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)等に関すること。
- (3)毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) に関すること。
- (4)薬物の乱用の防止及び麻薬, 覚せい剤等の対策に関すること。
- (5)献血に関すること。
- (6)保健センターの事業に係る支援に関すること(薬務に限る。)。
- (7)給食施設指導に関すること。
- (8)健康増進法(平成14年法律第103号)第7章に規定する特別用途表示等に関すること。
- (9)食品表示法に関すること(東部衛生監視事務所公衆衛生係, 西部衛生監視事務所公衆衛生係,北衛生監視事務所公衆衛 生係,垂水衛生監視事務所公衆衛生係及び西衛生監視事務 所公衆衛生係並びに経済観光局消費生活センター相談指導 係の所管に属するものを除く。)。
- (10)栄養の改善に関すること(健康企画課疾病対策係,区役所保健福祉部健康福祉課管理係,北神区役所保健福祉課管理係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課管理係の所管に属するものを除く。)。

(11)前各号に掲げるもののほか、薬務に関すること。

生活衛生課

<食品衛生係>

- (1)食品衛生に関すること(東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係,西部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係,北衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係,垂水衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係並びに西衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係(以下「東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係等」という。)の所管に属するものを除く。)。
- (2)家庭用品の安全対策に関すること。
- (3)衛生監視事務所,食品衛生検査所及び食肉衛生検査所との 連絡及び調整に関すること。
- (4)神戸市食品衛生協会に関すること。

<環境衛生係>

- (1)環境衛生に関すること(東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係等の所管に属するものを除く。)。
- (2)動物衛生に関すること(東部衛生監視事務所公衆衛生係及び監視係等の所管に属するものを除く。)。
- (3)犬の鑑札の交付に関すること。
- (4)狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (5)犬又は猫の引取りに関すること。
- (6)犬及び負傷動物等の収容に関すること。
- (7)神戸市環境衛生協会に関すること。
- (8)空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること(衛生害虫に係る連絡及び調整に限る。)。

以下4類事業所

動物管理センター

※生活衛生課における職員は、健康局生活衛生課の課長、健康局生活衛生課食品衛生係及び環境衛生係の係長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局生活衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。

家庭支援課

<母子保健係>

(1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。)

衛生監視事務所(2)

<公衆衛生係>

- (1)衛生監視事務所の庶務に関すること。
- (2)食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) に関すること。
- (3)食品表示法に関すること (医務薬務課薬務係及び経済観光 局消費生活センター相談指導係の所管に属するものを除く。)。
- (4)魚介類行商条例(昭和39年兵庫県条例第61号)に関すること。
- (5)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に関すること。
- (6)と畜場法に関すること。
- (7)旅館業法(昭和23年法律第138号), 興行場法(昭和23年 法律第137号), 公衆浴場法, 理容師法(昭和22年法律第 234号), 美容師法(昭和32年法律第163号)及びクリー ニング業法(昭和25年法律第207号)に関すること。
- (8)化製場等に関する法律 (昭和 23 年法律第 140 号) に関すること
- (9)感染症及び食中毒に係る消毒に関すること。
- [10]温泉法(昭和23年法律第125号)に関すること。
- (11)胞衣及び産汚物取締条例(昭和39年兵庫県条例第47号) に関すること。
- (12)建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年 法律第 20 号) に関すること。

- (13)狂犬病予防法 (昭和 25 年法律第 247 号) に関すること。
- (4)動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105号)に関すること。
- (15)動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第8号)に関すること。
- 16水道法(昭和32年法律第177号)に関すること。
- (I7)特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第47号)に関すること。
- (18)ねずみ及び昆虫等の駆除等に関すること。
- (19)所管区域の食品衛生協会及び環境衛生協会に関すること。
- 20)空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地 対策の推進に関する条例に関すること(衛生害虫に係るも のに限る。)。
- (21)神戸市人と猫との共生に関する条例に係る指導啓発に関すること。
- ②第2号から前号までに掲げるもののほか、食品、環境及び動物の衛生に関すること。

<監視係>

- (1)食品衛生に係る施設の監視及び指導に関すること(公衆衛生係の所管に属するものを除く。)。
- (2)環境衛生に係る施設の監視及び指導に関すること(公衆衛生係の所管に属するものを除く。)。
- (3)動物衛生に係る施設の監視及び指導に関すること(公衆衛生係の所管に属するものを除く。)。
- (4)遊泳用プールの指導に関すること。
- (5)家庭用品の安全対策に関すること。
- (6)飲料水の衛生に関すること。
- (7)住宅宿泊事業法及び神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例に係る監視指導に関すること。

環境保健研究所(2)

<事務係>

- (1)所の庶務及び所内事務の連絡調整に関すること。
- (2)手数料等の徴収に関すること。
- (3)施設の管理に関すること。
- (4)動物飼育等の検査及び研究に付随する業務に関すること。
- (5)感染症の発生動向の調査に関すること (病原体の情報に関するものに限る。)。
- (6)感染症及び食品衛生の信頼性確保業務に関すること。

<感染症部>

- (1)感染症,食中毒等の微生物学的試験検査及び調査研究に関すること。
- (2)感染症の血清学的試験検査に関すること。

<生活科学部>

- (1)食品衛生の試験検査及び調査研究に関すること。
- (2)家庭用品等の試験及び調査研究に関すること。
- (3)大気汚染,水質汚濁等の試験検査及び調査研究に関すること。
- (4)一般環境衛生の試験検査及び調査研究に関すること。

食品衛生検査所(2)

- (1)食品衛生検査所の庶務に関すること。
- (2)経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品 衛生に係る監視及び指導に関すること(衛生監視事務所の 所管に属するものを除く。)。
- (3)食品の試験及び検査に関すること。

食肉衛生検査所(2)

- (1)食肉衛生検査所の庶務に関すること。
- (2)と畜検査に関すること。
- (3)食肉の試験及び検査に関すること。
- (4)と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業

者の衛生監視及び指導に関すること(衛生監視事務所の所管に属するものを除く。)。

精神保健福祉センター②

- (1)精神保健福祉センターの庶務及び管理に関すること。
- (2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項に 規定する精神保健福祉センターの業務に関すること。
- (3)精神医療審査会に関すること。
- (4)神戸いのち大切プランに関すること。
- (5)神戸市自殺対策推進センターに関すること。
- (6)保健センター,区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること(精神保健福祉事業に限る。)。
- (7)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5章第3節及 び第4節の規定に基づき保健所長を経てなされる届出及び 報告に関すること。
- (8)前各号に掲げるもののほか、精神保健及び精神障害者の福祉に係る調整及び実施並びに自殺対策に関すること。

保健センター(2)

〔東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・垂水・西〕

<管理係>

- (1)センターの庶務並びにセンター内の事務の連絡,調整及び改善に関すること。
- (2)医務及び薬務に関すること。
- (3)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること。
- (4)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(あんしんすこやか係,こども保健係,健康企画課調整係,保健課管理係,予防衛生課結核・感染症係及び健康企画課調整係の所管に属するものを除く。)。

<あんしんすこやか係>

- (1)結核健診事業の企画,調整及び実施に関すること (こども 保健係の所管に属するものを除く。)。
- (2)結核,感染症,慢性病等の対策に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (3)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること (こども 保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条第 2 項 に関すること。
- (5)精神保健に関すること。
- (6)公害(アスベストを含む。)に関すること。
- (7)特定疾病(難病に係るものに限る。)に関すること(医療給付事務を除く。)(こども保健係の所管に属するものを除く)。
- (8)歯科保健に係る相談及び指導に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (9)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(管理係,こども保健係,保健課管理係,予防衛生課結核・感染症係及び健康企画課調整係の所管に属するものを除く。)。

<こども保健係>

- (1)予防接種事業の企画,調整及び実施に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (2)結核健診事業の企画,調整及び実施に関すること(保健センターあんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (3)結核、感染症の対策に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (4)特定疾病(難病に係るものに限る。)に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (5)歯科保健に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (6)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(管

理係、あんしんすこやか係、健康企画課調整係、保健課管理係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

※各保健センター管理係における職員,あんしんすこやか係における職員,こども保健係における職員は,各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。

保健センター(2)[北神]

<管理係>

- (1)保健センターの庶務並びに保健センター内の事務の連絡,調整及び改善に関すること。
- (2)医務及び薬務に関すること。
- (3)健康危機管理(感染症)に関すること(あんしんすこやか係,こども保健係,健康企画課調整係,保健課管理係,予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

<あんしんすこやか係>

- (1)結核健診事業の企画、調整及び実施に関すること (こども 保健係の所管に属するものを除く。)。
- (2)結核,感染症,慢性病等の対策に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (3)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること (こども 保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条第2項 に関すること。
- (5)精神保健に関すること。
- (6)公害(アスベストを含む。)に関すること。
- (7)特定疾病(難病に係るものに限る。)に関すること(医療給付事務を除く。)(こども保健係の所管に属するものを除く)。
- (8)歯科保健に係る相談及び指導に関すること (こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (9)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(管理係,こども保健係,保健課管理係,予防衛生課結核・感染症係及び健康企画課調整係の所管に属するものを除く。)。

<こども保健係>

- (1)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (2)結核健診事業の企画、調整及び実施に関すること(保健センターあんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (3)結核、感染症の対策に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (4)特定疾病(難病に係るものに限る。)に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (5)歯科保健に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (6)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(管理係,あんしんすこやか係,健康企画課調整係,保健課管理係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

保健センター(2)〔須磨〕

<管理係>

- (1)センターの庶務並びにセンター内の事務の連絡、調整及び 改善に関すること。
- (2)医務及び薬務に関すること。
- (3)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること。
- (4)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(あんしんすこやか係,こども保健係,健康企画課調整係,保健課管理係,予防衛生課結核・感染症係及び健康企画課調

整係の所管に属するものを除く。)。

<あんしんすこやか係>

- (1)結核健診事業の企画、調整及び実施に関すること (こども 保健係の所管に属するものを除く。)。
- (2)結核,感染症,慢性病等の対策に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (3)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること (こども 保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条第2項 に関すること。
- (5)精神保健に関すること。
- (6)公害(アスベストを含む。)に関すること。
- (7)特定疾病(難病に係るものに限る。)に関すること(医療給付事務を除く。)(こども保健係の所管に属するものを除く)。
- (8)歯科保健に係る相談及び指導に関すること (こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (9)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(管理係,こども保健係,保健課管理係,予防衛生課結核・感染症係及び健康企画課調整係の所管に属するものを除く。)。

<こども保健係>

- (1)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (2)結核健診事業の企画,調整及び実施に関すること(保健センターあんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (3)結核、感染症の対策に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (4)特定疾病(難病に係るものに限る。)に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (5)歯科保健に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (6)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(管理係,あんしんすこやか係,健康企画課調整係,保健課管理係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

<北須磨管理係>

- (1)センターの庶務並びにセンター内の事務の連絡、調整及び 改善に関すること。
- (2)医務及び薬務に関すること。
- (3)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること。
- (4)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(あんしんすこやか係,こども保健係,健康企画課調整係,保健課管理係,予防衛生課結核・感染症係及び健康企画課調整係の所管に属するものを除く。)。

<北須磨あんしんすこやか係>

- (1)結核健診事業の企画,調整及び実施に関すること (こども 保健係の所管に属するものを除く。)。
- (2)結核,感染症,慢性病等の対策に関すること(こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (3)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること (こども 保健係の所管に属するものを除く。)。
- (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条第 2 項 に関すること。
- (5)精神保健に関すること。
- (6)公害(アスベストを含む。)に関すること。
- (7)特定疾病(難病に係るものに限る。)に関すること(医療給付事務を除く。)(こども保健係の所管に属するものを除く)。

- (8)歯科保健に係る相談及び指導に関すること (こども保健係の所管に属するものを除く。)。
- (9)健康危機管理(感染症に係るものに限る。) に関すること(管理係,こども保健係,保健課管理係,予防衛生課結核・感染症係及び健康企画課調整係の所管に属するものを除く。)。

<北須磨こども保健係>

- (1)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (2)結核健診事業の企画,調整及び実施に関すること(保健センターあんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (3)結核,感染症の対策に関すること(あんしんすこやか係の 所管に属するものを除く。)。
- (4)特定疾病(難病に係るものに限る。)に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (5)歯科保健に係る相談及び指導に関すること(あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。
- (6)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(管理係,あんしんすこやか係,健康企画課調整係,保健課管理係及び予防衛生課結核・感染症係の所管に属するものを除く。)。

保健福祉部

〔東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西〕

健康福祉課

<あんしんすこやか係>

保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関する事務 (こども 家庭支援課の所管に属するものを除く。)

こども家庭支援課

<こども保健係>

- (1)子育て支援の推進に関すること(区役所の所管に属するものを除く。)。
- (2)前号に掲げるもののほか、保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

保健福祉課〔北〕

<あんしんすこやか係>

保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関する事務 (こども 家庭支援課の所管に属するものを除く。)

北神こども家庭支援課〔北〕

<こども保健係>

- (1)子育て支援の推進に関すること (区役所の所管に属するものを除く。)。
- (2)前号に掲げるもののほか、保健福祉に係る指導業務及び相 談業務に関すること(健康福祉課あんしんすこやか係の所 管に属するものを除く。)。

保健福祉課〔須磨〕

<あんしんすこやか係>

保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関する事務 (こども 家庭支援課の所管に属するものを除く。)

<こども保健係>

- (1)子育て支援の推進に関すること(区役所の所管に属するものを除く。)。
- (2)前号に掲げるもののほか、保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること(保健福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。)。

Ⅲ 令和2年度 主要事業の概要

【健康創造都市 KOBE の推進】

1. ICT を活用した健康創造都市 KOBE の推進

[健康企画課]

個人の健康関連データを経年的に管理し、ICT を活用した保健指導を受けることが出来る市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」について、マイナンバーカードを利用することで即時登録が可能となるシステムを導入し、更なる普及を目指します。

2. 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

〔健康企画課〕

令和2年4月1日施行の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、後期高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。医療・介護レセプト等の活用によりハイリスク者の抽出や地域の健康課題の明確化を行い、医療専門職が個別の訪問指導や、つどいの場における健康教育・相談等を実施することで、より効果的にフレイル予防や疾病予防に取り組みます。

3. 歯と口腔の健康づくり対策

[保健課]

歯の喪失の主な原因である歯周病などを早期発見することを目的に、満 40 歳と 50 歳 の節目年齢で実施している歯周病検診の対象者を、60 歳にも拡大します。

また、むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物塗布・洗口を小学校のモデル校において実施し、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

4. 感染症対策の充実

(1) 外国人に対する結核対策の強化

[予防衛生課]

結核の高蔓延国からの転入者増加に対応するため、日本語教育機関に対して結核定期 健康診断にかかる費用を助成します。

(2) 風しん対策の推進

[予防衛生課]

風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・定期予防接種を引き続き実施します。令和元年度に受診勧奨し、クーポンを配布した対象者のうち未受診者に対しても再勧奨を行い、風しんの感染拡大防止に努めます。

5. 救急医療体制の充実

[地域医療課]

現在、市内3か所に設置している急病診療所を、新たに北区でも開設し、市民の利便性の向上をはかるとともに、軽症患者の二次・三次救急医療機関での受診を回避することで、それらの負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

6. 市民病院の運営 〔地域医療課〕

地域医療機関との連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供するとともに、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進をはかります。

また、西市民病院については、施設の老朽化や狭隘化、地域医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たに有識者会議を設置し、市街地西部の中核病院として求められる役割・機能等、中長期的なビジョンを検討します。

【くらしの安全を守る】

1. 災害時要援護者に係る非常用電源の整備支援

〔保健課〕

災害等による停電が生命の危機に直結する在宅人工呼吸器使用者の安全を確保する ため、24 時間使用者に対し、医療提供に空白が生じることがないよう、非常用電源装置 等の購入に係る費用の一部を助成する制度を創設します。

2. 斎場・墓園の再整備

[斎園管理課]

今後20年間で1.5倍の増加が見込まれるなど、増え続ける火葬需要に対応するため、 老朽化した斎場の再整備を行います。西神斎場再整備のための実施設計および火葬炉改 修に必要な電気設備工事のほか、鵯越斎場の再整備のための調査・検討を行います。

また、鵯越合葬墓の申込状況を踏まえて、拡張に向けた実施設計を行うほか、舞子墓園の納骨堂の再整備に向けた基本調査を行います。

3. 生活衛生対策の充実

(1)動物愛護の推進

[生活衛生課]

犬猫の引取数や殺処分数のさらなる低減に向け、譲渡などの愛護事業の充実のため、 老朽化・狭隘化している現動物管理センターから愛護機能を分離し、しあわせの村内に 動物愛護拠点を整備します。本施設では、犬猫の譲渡機能だけでなく、犬猫とのふれあ いを通じた心身の健康や人々との交流をはかるための愛護啓発機能を充実します。

また、新施設への移転に先行し、動物管理センターで実施している休日譲渡会を月1 回から毎週十・日曜に拡大し、動物愛護事業の拡充を進めます。

(2)食品衛生管理の充実

[生活衛生課]

令和2年6月の食品衛生法改正により食品取扱い業者に義務付けられる HACCP*の導入に関して、相談受付、指導・助言を行い、食品の安全・安心を守ります。

※HACCP:事業者自らが、原材料入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるための特に重要な工程を管理する衛生管理手法

【子育てしやすい環境の整備】

1. 予防接種制度の拡充

[予防衛生課]

令和元年度より助成額を 1,360 円から 2,000 円に拡充した、 $1\sim12$ 歳児が年 2 回接種するインフルエンザの予防接種について、多子世帯に対しては、 1 回目の接種費用だけでなく、 2 回目についても助成を行い、予防接種費用にかかる経済的負担の更なる軽減をはかります。

また、小児がん治療などのため、予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する 定期予防接種の再接種にかかる費用の助成対象を、骨髄移植などの造血幹細胞移植だけ でなく、抗がん剤治療等の場合にも拡充します。

2. AYA 世代のがん患者支援

〔健康企画課〕

がん患者が将来に希望を持ってがん治療に取り組めるよう、15~39歳の思春期・若年成人=AYA世代等のがん患者に対し、妊よう性温存治療に要した費用の助成を県市協調で行います。

3. フッ化物塗布・洗口の実施【再掲】

[保健課]

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物塗布・洗口を小学校のモデル校において実施し、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

Ⅲ 令和2年度 主要事業の概要(追加分)

【新型コロナウイルス感染症対策】(令和2年6月16日現在)

3月3日に市内で初の感染症患者の発生以来、「感染拡大防止」と「医療提供体制の確保」に取り組んでいます。

1. 感染拡大防止

(1)新型コロナウイルス専用健康相談窓口(帰国者・接触者相談センター) 新型コロナウイルス感染症に対する健康不安、予防法等の健康相談に対応す るため、毎日24時間の相談窓口を開設するとともに、感染した疑いのある方 の相談を受け、必要に応じて帰国者・接触者外来を案内しています。

(2) 積極的疫学調査及び集団感染(クラスター)対策

患者に対し、感染源の特定と新たな感染者発生防止のため、患者及び接触者の積極的疫学調査(健康状態・行動調査)を行っています。不安を抱える患者に寄り添いながら、長期入院に伴う家族への支援も行っています。

患者の接触者で症状がある者は、早期に受診につなげるとともに、濃厚接触者については、無症状であっても全て検査を実施します。また、集団感染(クラスター)が拡大しないよう、施設管理者や関係機関等とも調整のうえ感染症対策を講じています。

(3) 検査体制の強化

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に、適切に PCR 等検査を実施し、迅速な治療と感染の拡大防止につなげます。また、感染が疑われる有症状者の減少に伴い、PCR 検査件数が減少していることから、感染拡大の兆しや広がりを早期に把握するため、戦略的に検査体制を強化します。さらに、抗原検査についても、国における PCR 検査との役割分担の検討・評価を踏まえ、現在の感染の有無の迅速な診断に積極的に活用します。

(4) 市民への情報提供

市内での感染者の発生状況、受診などの相談窓口等をホームページで分かり やすく情報提供するとともに、医療機関や福祉施設等で集団感染(クラスター) 発生のおそれがある場合は、施設名を含め迅速な情報提供を行い、感染拡大の 防止を図っています。また、情報提供にあたっては感染者への配慮を行う等、 風評被害の防止にも努めています。

2. 医療提供体制の確保

(1) 外来医療体制

新型コロナウイルス感染症が疑われる人を診察する医療機関として、市内 10 か所に帰国者・接触者外来を設置しています(医療機関名は非公表)。また、 検体の採取について、市内の病院や診療所など105 か所で実施しています。

(2) 病床の確保

保健所による受入調整及び関係団体等との協議による役割分担のもと、兵庫県の対処方針に基づき、感染拡大期には ICU などの重症用 39 床を含む 120 床を確保するなど、患者の発生状況等に応じた受入病床を確保しています。

また、医療機関の負担を軽減し、新たな入院患者数の病床を確保するため、 入院後、症状の安定した無症状患者または軽症患者を受け入れる宿泊療養施設 を市内に2か所確保しています。

(3)院内感染防止対策

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関における院内感染を防止するため、個人防護具の提供をはじめとした感染防止対策、ゾーニングの 実施に対する財政支援や、対応マニュアルの提示、人的支援などソフト面での 支援を行います。

(4) 熱中症対策

新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛・マスク着用により、例年以上に 熱中症を起こしやすくなっていることに加え、熱中症患者の増加により医療提 供体制が守れなくなるおそれがあることから、「神戸市熱中症予防対応指針」 を策定し、適切なマスク着用についての啓発や、こまめな水分摂取を促す取り 組みを実施しています。